

五監公告第13号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年11月9日

五 泉 市 監 査 委 員
酒 井 俊 明
佐 藤 浩

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

企画政策課

3. 監査の期間

令和4年9月30日～令和4年10月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
備品の増減について、備品台帳への記載が適切に行われていない状況が見受けられる。また、備品であるバス停留所標識について、乗合バス協議会に預けている予備分の実数が把握されておらず、台帳上の数量と一致していない状況となっている。備品及び台帳の適正な管理に努められたい。	バス停留所標識につきましては、財産事務規則に基づき、破損し廃棄したバス停留所標識の不用決定手続きを行いました。 今後は、備品及び台帳の定期的な確認作業を実施し、適正管理に努めてまいります。